## 甲E19の2(甲E19の1の和訳)

(13頁)

表1 緊急時準備カテゴリー

カテゴリー1 原子力発電所のような施設で、予防的緊急保護措置、緊急保護措置または早期の保護措置を保証するであろう現場の事象(設計上考慮されていない事象を含む)が想定されている原子力発電所などの施設は、 防護措置、その他国際的な基準に従って緊急時の対応の目標を達成するためのその他の対応措置、または同様の施設でそのような事象が発生した場合。

… (略) …

(24頁)

5.17. カテゴリーI、II および III、およびカテゴリーIV の施設および活動の取り決めは、(1) 原子力または放射線の緊急事態を速やかに認識し、分類すること。 (2) 分類に際して、緊急授業を速やかに宣言し、調整され、事前計画された現場対応を開始する。(3) 適切な通知ポイント(5.11項参照) に通知し、有効なオフサイドレスポンスのための十分な情報を提供する。 (4) 通知時に、保護戦略に従って、必要に応じて調整され、計画されたオフサイト応答を開始すること。これらの取り決めには、適切な、信頼性の高い多様な手段の警備員が現場に設置され、通知ポイント(パラグラフ 5.41-5.43、6.22 および 6.34 参照) および対応機関間の連絡が通知されなければならない。

(32頁)

- 5.41. カテゴリーI, II または III の施設の運営組織は,原子力または放射線の緊急時に敷地内のすべての人員の保護と安全を確保するための取り決めをしなければならない。これらには,以下を行うための取り決めが含まれる:
  - (a) 現場の緊急事態の現場にいるすべての人に現場で通知する。
  - (b) 緊急事態の通知を受けて,現場のすべての人が直ちに適切な措置を取る。
  - (c) 敷地内にいる人を説明し、その人を見つけて回収する。
  - (d) 即時応急手当を提供する。
  - (e) 緊急の保護措置を講ずること。